

さっぽろがくいんだいがくかがくけんきゅうひほじょきんかんせつけいひけんきゅうかつどうかつせいかにぎょう
【札幌学院大学科学研究費補助金間接経費研究活動活性化事業】

とくべつこうえんかい
特別講演会

がくしゅうけんほしょう かんてん と なお にほん きょういく
学習権保障の観点で問い直す日本の教育
— しの グローバルスタンダード —

にちじ ねん がつ にち もく しゅく
日時：2017年11月23日（木・祝）13：30～17：30

かいじょう さっぽろがくいんだいがく かん かい
会場：札幌学院大学B館3階B301

主催：札幌学院大学「学習権と夜間中学」講演会実行委員会

もく じ
一 目 次

ほっかん じ
発刊の辞

まっぼみがくいんだいがくじんぶんがくぶ こども へつたつがつかじゆんきやうじゆ いのうえひろき
札幌学院大学人文学部こども発達学科准教授 井上大樹 3

だいいちほうこく がくしゆうけんほしやう きやういくせいまく てんかんでん
第一報告：学習権保障と教育政策の転換点

ぜん もんぶかがくじ ねじかん まえかわきへい
前・文部科学事務次官 前川喜平 4

しつぎおうとう
質疑応答（1）

5

だいにほうこく ひと ぎ むきやういく うんどう こうりつやかんちゆうがっこうかいせつ と く
第二報告：『すべての人に義務教育を』運動と公立夜間中学校開設の取り組み

もと ぜんこく やかんちゆうがっこうけんきゆうかい ひと ぎ むきやういく せんもんいんかい いんちゆう せきもとやすたか
元・全国夜間中学校研究会“すべての人に義務教育を！”専門委員会委員長 関本保孝 12

だいさんほうこく やかんちゆうがっこう まな けんり
第三報告：「夜間中学校と学びの権利」

ほっかいどう やかんちゆうがく かいきやうどうだいひやう くどうけいいち
北海道に夜間中学をつくる会共同代表 工藤慶一 26

しつぎおうとう
質疑応答（2）

29



あいさつ ほんがく つるまるとしあきがくちよう
挨拶：本学 鶴丸俊明学長



し かい ほんがく いのうえひろ きじゆんきようじゆ
司会：本学 井上大樹准教授



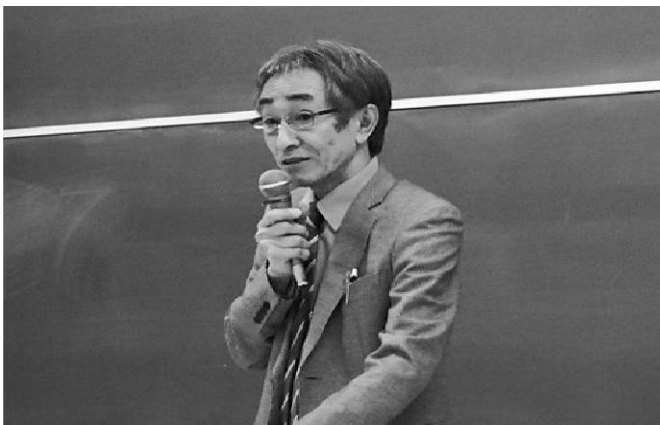
ぜんもんぶかがくじ むじかん まえかわきへいし
前文部科学事務次官 前川喜平氏



もと ぜんこく や かんちゆうがつこうけんきゆうかい
元・全国夜間中学校研究会

“すべての人に義務教育を！” 専門委員会委員長

せきもとやすたかし
関本保孝氏



ほっかいどう や かんちゆうがく かいきようどうだいひよう
北海道に夜間中学をつくる会共同代表

くどうけいちし
工藤慶一氏



とうじつ ようす
当日の様子

発刊の辞

本事業は2016年12月に義務教育確保法案が国会で成立し公立夜間中学が全国各地に増設される機運の高まりを受け、本法案の成立の立役者である三名を迎え、学習権の完全保障のロードマップ（見通し）をその理念から共有することを目指して行ったものである。

本事業の告知にあたっては二種類のチラシを用意した。一般向けには当然ながら本来の事業名「学習権保障の観点で問い直す日本の教育——真のグローバルスタンダード」で案内を差し上げたが、夜間中学関係者には「『どこでも夜間中学がある日本』が世界の『あたりまえ』」とタイトルを変えて案内を差し上げた。これは、日本における学習権「完全」保障の政策は公立夜間中学増設に事実上、直結しており、夜間中学の学習者や卒業生にとっては「夜間中学が（どこにでも）あるのがあたりまえ」な世界を求めており、本来のタイトルの「意識」ともいえる。

当日は全道各地から自主夜間中学の受講生、スタッフをはじめ、教育委員会を含む教育関係者、先日発足した北海道夜間中学設置協議会委員からも多数の参加を得、100名近い参加で盛会のうちに終了することができた。情報交換会も40名近い参加で北海道の夜間中学に関する交流はつきることなく、夜は更けていったのである。

ブックレットは講演会及び質疑応答についての要約版である。本事業では、義務教育未了者（学校で十分に学べなかった方）のためにチラシ、当日配布資料を含め全てふりがなを付している。講演会に出席できなかった方々にも当日の熱気を共有いただければ幸いである。

最後に、本事業は札幌学院大学科学研究費補助金間接経費研究活動活性化事業の補助により実施されたことを報告し、御礼に代える。

井上大樹（札幌学院大学人文学部准教授）

だいいちほうこく がくしゅうけんほしょう きょういくせいさく てんかんでん
第一報告：学習権保障と教育政策の転換点

ぜん もんぶかがくじむじかん まえかわきへい
前・文部科学事務次官 前川喜平

けんぽう じょう ほしょう がくしゅうけん ぎむ きょういく
○憲法26条が保障する学習権と義務教育

「ふつうきょういく うける けんり」「ふつうきょういく う 受けさせる ぎむ」「きょういく うける けんり ほしょう
る 義務」 保護者の義務には年齢制限があるが、学習者の権利には年齢制限はない。

ほうりつ さだ ほうりつ
「法律の定めるところにより」の「法律」とは？

ねん がつ やかんちゅうがくとう ぎむ きょういくかくじゅうぎいんれんめいほっそく
○2014年4月 夜間中等義務教育拡充議員連盟発足

2014年5月 衆議院文部科学委員会で下村文部科学大臣が「少なくとも各都道府県ごとに
ひとつぐらひは設置する必要があると思う」と答弁。

2014年4月 文部科学省が「中学校夜間学級等に関する実態調査」を実施

2014年7月 教育再生実行会議第5次提言「夜間中学設置促進」

2015年5月 文科省、調査結果を発表。フリースクール等議員連盟と合同で立法チーム
を設置

2015年7月 「入学希望既卒者」の再入学に関する文科省通知

2016年12月 教育機会確保法成立

2017年3月 義務教育費国庫負担法改正、学校教育法施行規則改正

きょういくきかいかくほほう
○教育機会確保法

【基本理念】「義務教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重」「年齢又は国籍
その他の事情にかかわらず」「社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を
おく 送る」

【就学の機会^{しゅうがく きかい}の提供^{ていきょうとう}等^{ちほうこうきょうだんたい}】地方公共団体^{がくれいき けいか}は、学齢期^{もの}を経過^{がっこう}した者^{しゅうがく}であって学校^{しゅうがく}における就学^{しゅうがく}の機会^{きかい}が提供^{ていきょう}されなかったもの^{きぼう}のうち^{もの おお}にその機会^{きかい}の提供^{ていきょう}を希望^{そんざい}する者^{もの}が多く存在^{おお}することを踏^ふまえ、夜間^{やかん}その他^た特別な^た時間^{じかん}において授業^{じゅぎょう}を行う学校^{おこな}における就学^{しゅうがく}の機会^{きかい}の提供^{ていきょう}その他の必要^たな措置^{ひつよう}を講^こずるものとする。

しつぎおうとう ○質疑応答(1)

なかじまひろゆき し あさひかわ やかんちゅうがく かいだいひょう まえかわ ふくしまえきまえじしゅ やかんちゅうがく
中島啓幸氏(旭川に夜間中学をつくる会代表):前川さんは福島駅前自主夜間中学でボラ
ンティア活動^{かつどう}をされています。その活動^{かつどう}で学ばれているのは何か。そして、いじめのな
い学校^{がっこう}とは、「どのような学校^{がっこう}か」と私^{わたし}は常日頃^{つねひごろ}考^{かんが}えています。いじめがない学校^{がっこう}にす
るには、根本^{こんぽん}からどうかえてゆけばよいと前川^{まえかわ}さんはお考^{かんが}えになりますでしょうか。

まえかわきへい し きょう ふくしまえきまえじしゅ やかんちゅうがく ちゅうしんじんぶつ おおたにいちよ さんか
前川喜平氏:今日は、福島駅前自主夜間中学の中心人物^{さんか}、大谷一代^{おおたにいちよ}さんが参加^{さんか}されていま
す。私^{わたし}は、福島駅前自主夜間中学^{ふくしまえきまえじしゅ やかんちゅうがく}でお手伝い^{てつだ}させていただいております。そこにいくと
楽しい^{たの}です。それは、なぜかという^なと、学^{まな}びたいと思^{おも}っている人^{ひと}がそこに来^きていて、学^{まな}
びたいことを学^{まな}んでいるからです。そのお手伝い^{てつだ}をするわけですから、楽しくないわけ
はないんですね。要^{よう}は、みんな喜^{よろこ}んで学^{まな}んでいるわけで、喜^{よろこ}んで学^{まな}んでいる人^{ひと}のお手伝い^{てつだ}
いをするのは楽しい^{たの}のです。だから、昼^{ひる}の中学校^{ちゅうがっこう}も本当^{ほんとう}はそのようになるべきだと思^{おも}
うのです。しかし、実際^{じっさい}には、何^{なん}のために勉^{べん}強^{きょう}しなければならないのかわからないけれど、
勉^{べん}強^{きょう}しなきゃならないからやっていると、いやいや学校^{がっこう}に来^きている生徒^{せいと}がたくさんい
るわけです。そうではなくて、自^みら学^{まな}ぶ意味^いとか、楽^{たの}しさを十分^{じゅうぶん}わか^わかって勉^{べん}強^{きょう}する。
そのような方向^{ほうこう}に昼^{ひる}間の学校^{がっこう}も変^かえていかなければならないと思^{おも}っています。結局^{けっきょく}、そ
れは一人^{ひとり}ひとりの尊^{そん}厳^{げん}や個性^{こせい}を大^{だい}事^じにしてゆ^きく教育^{きょういく}に変^かえてゆ^きくということに他^{ほか}なら
ないと考^{かんが}えます。しかし、今^{いま}までの学校^{がっこう}文化^{ぶんか}は、「右^{みぎ}向^むけ右^{みぎ}け!」とか「前^{まえ}倣^{なら}ええ!」と

いった軍隊式です。この軍隊式の風土が学校にはどうしても残っている。これに馴染めない子どもがいるのは当たり前だと思います。だから私は、不登校が決して後ろめたいことではない。ではどのように学校を変えて行けばいいのかというと、まずは一人ひとりの尊厳を尊重する。私は憲法の基本原理にのっとるべきだと思うのです。まず、個人の尊厳を第一に考える。それは、子どもには人間としての尊厳があるからです。その尊厳を侵すことをしてはならない。これは、教育にかかわる一人ひとりの大人が、個人の尊厳を尊重するという意識をしっかりとつとことだと思ふ。これがあれば、いじめが起きにくい学校になると思います。いじめはいつでも起こる可能性がどうしてもあります。そうであっても、この考えを徹底すれば、もし、起こっても、いじめを拡大させないよう、周りがいじめをなくすように働きかける学校づくりができるのではないかと考えうるのです。

山田静子氏（札幌遠友塾自主夜間中学・受講生）：私は今年91歳（大正15年生まれ）になります。遠友塾自主夜間中学に、友達に勧められて入学し1年が経ちます。スタッフの方も学友も素晴らしい方ばかりです。夜間中学の入学条件は、義務教育未修了者といわれています。このことに私は抵抗がございます。私は、戦時中、4年間、学校に行けず、お勉強ができなかった期間がございます。一応、高等女学校を卒業しましたが、それでも、戦時中、勉強できなかった期間を取り戻そうとして勉強しております。そのため、義務教育未修了者でなければ、夜間中学には入学できないといわれてきましたが、これに私は抵抗があるわけですが、先生はどのようにお考えになりますか。

まえかわきへい し ぎ むきょういく ことば つか せつめい おも けんぽう
前川喜平氏：「義務教育」という言葉を使わないで説明することもできると思います。憲法

には「普通教育」と書かれています。実は、高校も「普通教育」を行うと書かれています。

「普通教育」のうち、どこまでを「義務教育」とするのかということは法律が定めることとなります。

日本の義務教育9年は、先進国の中ではかなり短いといわれています。

多くの先進国は11年、12年、13年の義務教育があります。公立の中学校にある

夜間中学校は法律の中にある学校であるので、夜間中学で高校以上の勉強をすること

は難しいと思います。しかし、中学校の勉強といっても多種多様ですから、公立の夜

間中学で多くを学ぶことができます。一方で自主夜間中学の場合は、勉強したい人が、

勉強したいことを勉強している。本当に様々なことを勉強できるという実態がござい

ます。私がお邪魔している福島駅前自主夜間中学でも、私などがやっていることは、

新聞を題材にして時事問題を勉強しています。集団的自衛権とは何かなど。それから、

神奈川のあつぎえんぴつの会にもお邪魔していますが、そこでは、スペイン語を勉強し

ている人がいます。スペイン語を勉強する中学校はありませんが、自主夜間中学では

スペイン語を勉強することができるのです。その会には、スペイン語を勉強している人

とスペイン語を教えている人がいます。当初は、この両者の世界があったわけですが、

この頃、二人の世界ではなくなりました。何が起こったかということ、16歳と17歳のコロンビ

ア人の姉妹2人が入学してきました。この子達は日本語も英語も全く話せないのです。

つまり、スペイン語でしかコミュニケーションをとれないのです。日本語を学びたいと

希望して入学しましたが、この会には、スペイン語を学ぶ人と勉強する人がいたので、

これらの人が姉妹の日本語を教えています。自主夜間中学はこのように極めて自由度の

高い生涯学習の場であると考えてよいと思います。だから、公立夜間中学ができた

しても、自主夜間中学の存在意義はなくならないと思います。自主夜間中学の方が、何を学んでもよいという自由度が高いからです。公立夜間中学の方は、義務教育未修了者を入学対象という言い方になっているのですが、しかし、今、山田さんがおっしゃられたように、実質的には勉強はできなかったではないか、卒業証書はもらったが、実は勉強できなかった。それを取り返したいと思っている人はたくさんいるわけですね。

戦前の義務教育は国民学校で小学校までが義務教育なのですが、今の中学校の勉強の内容は十分にできなかったという人については、義務教育を終えたとされる卒業証書を持っている人でも、公立夜間中学に入学することは十分できると、これは、文部科学省が2年前に通知を出してその方針をはっきりと打ち出したのです。昔の義務教育、昔の高等女学校を卒業した方であっても、もう一度、きちんと勉強したいと希望する人には、公立の夜間中学に入学することは十分可能になっているということです。

畑中大樹氏(テレビ北海道記者): 自主夜間中学でのボランティア経験をなさっている前川さんに質問したいのですが、今、改めて公立夜間中学を設立する意義は何でしょうか。

前川喜平氏: まず、自主夜間中学は、公立夜間中学がないからその営みが生まれたという関係があります。そして、公立夜間中学の場合、公費が手当てされます。この公費は、国、都道府県、さらに市町村がそれぞれ分担し、学校を運営してゆきます。これによって、授業料は無償になります。無償の義務教育という憲法の規定が適応されますからね。やはり、自主夜間中学よりも、公立夜間中学の方が、条件が整備された中で教育が行えるということになると思います。ただ、一つ心配なのは、これまで公立の夜間中学校がない都道府県で新たに公立の夜間中学を作った場合、昼間の中学校しか知ら

ない人がそこに来て、昼間の中学校のような教育をそこですると、夜間中学校の良さが失われてしまう可能性があります。もし、北海道各地に、札幌市に公立の夜間中学ができた場合、自主夜間中学の実践を参考にし、柔軟性のある、自由な教育ができるようにする必要があります。しかし、公立の夜間中学は、公費でまかなえるということころが大きな違いであり、そこに公立夜間中学の意義の一つがあると思います。

大久保恵子氏（札幌遠友塾 自主夜間中学・受講生）：私は夜間中学だからこそできることがあると思います。夜間中学にはいろいろな経験をした方が来ています。学校に全く行ったことがない人、日本の大学を出ている人、中国の大学を出ている人、戦前の女学校を出ている人、いろんな人がいるからこそ、夜間中学ができていないのではないかと考えます。

前川喜平氏：やはり、自主夜間中学のよさとはそこにあると思います。自主夜間中学で学んでいる人は学歴も本当に様々です。自主夜間中学は本当の意味での生涯学習の場になっていると思います。しかも、学びあいができる場です。先ほど、お話をしたように、生徒だった人が先生になったりするのは。私も、知らないことを教えてもらうことがずいぶんあります。この前、あつぎえんぴつの会では今年、米寿の方がいらっしゃって、その方と小学校5年生くらいの教科書で漢字の勉強をしたのです。その方は、「今はこのように書くのね」とおっしゃるのです。例えば、「からだ」という字ですね。旧字で書ける方おられますか。確か左側に「骨」、右側に「豊」と書くと「體」となる。「今は、『イ』に『本』になって随分簡単になったのね」と言われて、旧字体を覚えてもらいました。あるいは、東京大空襲を経験した方のお話を伺いました。東京大空襲で皆さん逃げ、避難所であった小学校にみんないったのにそこに行った人は皆さん亡くなった。だ

から、避難所となっている場所が必ずしも安全ではない。このことは、今後、災害時の
時に覚えておくことだと教えられました。自主夜間中学は自由さがあること、そ
して、学ぶ人、教える人が必ずしも固定化されていないということです。自分の思い通
りに学びたいことを学ぶ自由さがあることが自主夜間中学の良さだと思います。本当
は、公立の学校でもそこまで自由な学校があってもいいと私は考えています。それでも
自主夜間中学ほどのびのびはできない。公立の夜間中学でも学習指導要領どおりでは
なく、個々の生徒に合わせたカリキュラムでよいと国は言ってますから、かなり、自由度
の高い教育ができると思う。それでも、自主夜間中学ほどの自由度は確保できないと思
います。

渡部光一氏(北海道大学・大学院生、札幌遠友塾 自主夜間中学スタッフ):先のお話^{はなし}に義務^{ぎむ}
教育学校^{きょういこう}9年間に夜間中学^{やかんちゅうがく}を設置^{せっち}して、学力^{がくりよく}レベルに合わせ^あて、学年配属^{がくねんはいぞく}を行^{おこな}うとお
話^{はなし}されてい^ました。そこで、学力^{がくりよく}というものをどのように定義^{ていぎ}づけをされて、学力^{がくりよく}を
どのようにレベル^わ分けしてゆくのかというところをもう少しお聞^{すこ}かせください。

前川喜平氏: 難^{むずか}しい質問^{しつもん}ですが、良^よい質問^{しつもん}ですね。まずは、学力^{がくりよく}レベルの段階^{だんかい}わけについ
ては、学習指導要領^{がくしゅうしどうようりょう}が一つの指針^{ししん}にはなると思^{おも}いますね。学習指導要領^{がくしゅうしどうようりょう}は、どの発達^{はったつ}
段階^{だんかい}で何を学^{まな}ぶかが決^きめられています。その段階^{だんかい}に^おうじて、教科^{きょうか}の内容^{ないよう}を系統^{けいとう}立てて整^{せい}
理^りしています。これが学習指導要領^{がくしゅうしどうようりょう}です。学年配属^{がくねんはいぞく}をするために、学力^{がくりよく}レベルを把握^{はあく}
するためには、学習指導要領^{がくしゅうしどうようりょう}は一つの参考^{さんこう}になると思^{おも}います。ただ、様々^{さまざま}な経験^{けいけん}や知識^{ちしき}
を持^もってきた方が夜間中学^{やかんちゅうがく}に入学^{にゅうがく}してくるわけですから、縦割^{たてわ}りの教科^{きょうか}を見^みた場合^{ばあい}
に、この教科^{きょうか}はある部分^{ぶぶん}は非常^{ひじょう}に詳^{くわ}しく知^しっており、この部分^{ぶぶん}は欠落^{けつらく}しているといった
不均^{ふきんこう}衡^{じょうきょう}な状^{おも}況^{がい}があると思^{おも}います。12歳^{さい}から15歳^{さい}までの同^{どう}年^{ねん}齢^{れい}の子^こどもで構^{こう}成^{せい}されてい

るのではなく、様々な年齢の人が学び、一人ひとりが違う状況になっている。だから、
必ずしも何年生だから、何年生の学習内容を学ぶということにはならないと思うので
す。夜間中学は、小学校の内容を勉強しても差し支えないということになっておりま
す。中学校であっても、小学校の内容も学べます。

松田考氏（札幌市若者支援総合センター・ユースワーカー）：夜間中学で働く教員の専門
性が非常に重要であると思います。昼間の先生がそのままのマインドで夜間に入ってい
ってもうまくいかないと思います。夜間の教員の養成、必要な専門性の精査、教員の
配置数など、どのようにされてゆくのがいいのでしょうか。

前川喜平氏：教員の専門性の問題は非常に重要だと思います。そこは関本先生に詳しくお
伺いしましょう。現在、夜間中学がない都道府県に夜間中学が開設された場合、結局、
その都道府県教育委員会の任命する教員が夜間に配属されるわけです。夜間中学
未設置県では、夜間中学を設置運営した経験が全くないわけですから。そうすると、
既存の夜間中学を設置している先進都道府県から学ぶということになります。そこで、培
われてきた学習方法、あるいは、教材研究を学ぶ機会がなければうまくいかないと思
われます。公立夜間中学に教員を配置する場合には、希望者を募って配置すべきです。
教員の研修機会は非常に大事だと思います。国が各都道府県に少なくとも1校の夜間
中学を設置するといってるのですから、夜間中学における指導の在り方を現職の教員
が大学等で研修できるように国が準備しなければならないと思います。

だいにほうこく
第二報告:

『すべての人に義務教育を』運動と公立夜間中学校開設の取り組み

せきもとやすたか もとぜんこく やかんちゅうがっこうけんきゅうかい ひと ぎむきょういく せんもんいいんかいいいんちよう
関本保孝 (元全国夜間中学校研究会・すべての人に義務教育を！専門委員会委員長)

1、夜間中学校の歴史

やかんちゅうがっこう おおさか かながわ ねん しょうわ ねん じ
・夜間中学は大阪と神奈川で1947年(昭和22年)にスタートしたことに始まる。

ねん しょうわ ねん どうきょう あだちくちゅうがっこうこうちようかい ふしゅうがくじつたいちようさ
・1950年(昭和25年)には、東京・足立区中学校校長会で「不就学実態調査」

おこな あだちくないちゅうがっこうぜんざいせきせいとやく めいうち やく
を行い足立区内中学校全在籍生徒約1万8000名の内、7%にあたる約1200

めい たすうせいと ふしゅうがく
名もの多数の生徒が不就学であることがわかった。

とうじ こどもたちの中には、しごと かけい ささ はきもの うてんじ かさ
当時、子どもたちの中には、仕事で家計を支えたり、「履物や雨天時の傘がない」

べんとう じさん とうりゅうがっこう い もの たすう
「弁当を持参できない」等の理由で学校へ行けなかりたりする者が多数いた。

あだちくりつだいいんちゅうがっこう いたうたいじこうちよう ぜんこくきょういくちよう しどうしゅじこうしゅうかい ふくしまけん
足立区立第四中学校の伊藤泰治校長は、全国教育長・指導主事講習会で福島県の

ちゅうがく ひんこん しゅうがく ほうき ちばけん しゅうしよく こ もんだい き げんじよう
中学で貧困のため就学を放棄し千葉県で就職した子どもの問題を聞き、現状では

この問題の抜本的解決が不可能であり、暫定的な手段として「戦前の尋常夜学校」のよ

うなものでの「解決」を決意した。そして、「中学校二部」として設置するよう、

あだちくきょういくいいんかい とうきょうとくきょういくいいんかい もんぶしやう きやうりよく はたら とうじ もんぶしやう
足立区教育委員会、東京都教育委員会、文部省に強力に働きかけた。当時、文部省

は「学校教育法で認められていない」「労働基準法の違反に通ずる」等の理由で反対し

いたうこうちよう ひと ひと こんきよ しめ ねん しょうわ ねん がつ かあだちく
たが、伊藤校長は一つ一つ根拠を示し、1951年(昭和26年)7月5日足立区

きょういくいいんかいおよ とうきょうとくきょういくいいんかい しけんてきにぶがつきゅうかいせつ にんかう
教育委員会及び東京都教育委員会より「試験的二部学級開設」の認可を受け、スタートした。

ねんだい ねんだい やかんちゅうがくすう こうぞうか じゅうだいおよ いちぶせいじんせいと
(2)1950年代～1960年代：夜間中学数89校に増加、十代及び一部成人生徒

しょうわ ねんだい ぜんこく と ふ け ん つぎ つぎ や か ん ちゅう がっ こ う かい せ つ ね ん し ょ う わ ね ん お よ
昭和20年代には全国13都府県で次々に夜間中学校が開設され、1954年(昭和29年)及び
よ く ね ん こ う げ ん ざ い ふ く さ い こ う す う か ぞ と う き ょ う こ う か な が わ こ う あ い ち こ う き ょ う と
翌年は89校と現在までを含め、最高数を数えた。東京8校、神奈川12校、愛知2校、京都
14校、奈良5校、和歌山8校、三重1校、大阪7校、兵庫20校、岡山1校、広島3校、鳥取1
こ う な ら こ う わ か や ま こ う み え こ う お お さ か こ う ひ ょ う ご こ う お か や ま こ う ひ ろ し ま こ う と つ と り
校、福岡7校(1954年)。1960年代までは多くは学齢生徒(12~15才)や十代後半の生徒が
こ う ふ く お か こ う ね ん ね ん だ い お お が く れ い せ い と さ い じ ゚ う だ い こ う はん せ い と
入学し昼仕事をして家計を支えながら夜通学していた(一部成人生徒も在籍)。
に ゅ う が く ひ る し ご と か け い さ さ よ る つ う が く い ち ぶ せ い じん せ い と ざ い せ き

(3) 1960年代末～：帰国者生徒の増加と生徒の多様化

ね ん だ い ま つ き こ く し ゃ せ い と ぞ う か せ い と た よ う か
1965年には、日韓基本条約が締結され、かつて日本の植民地時代に朝鮮半島に
ね ん に っ か ん き ほ ん じ ょ う や く て い け つ に ほ ん し ょ く み ん ち じ だ い ち ょ う せん はん とう
住んでいた日本人やその家族が、日本へ引揚げるようになった。しかし、韓国引揚者が
す に ほ ん じん か ぞ く に ほ ん ひ き あ かん こ く ひ き あ げ し ゃ
学ぶ日本語学習機関はなく、「救急学校」として、都内の夜間中学等で受け入れを始
ま な に ほ ん ご が く し ゅ う き かん き ょ う き ゅ う が っ こ う と な い や か ん ちゅう が く と う う い は じ
めた。しかし、日本語のできない韓国引揚者は他の日本人生徒と同じ教室で学ぶしか
お お こん ね ん か か あ ら か わ き ゅ う ちゅう そ つ ぎ ょ う せ い た か の ま さ お や か ん ちゅう が く
なく、大きな困難を抱えていた。そこで、荒川九中卒業生高野雅夫さんや夜間中学
かん け い し ゃ と ぎ かい や か ん ちゅう が く ひ き あ げ し ゃ に ほ ん ご が っ き ゅ う かい せ つ お よ び せん に き ょ う し は い とう かん
関係者が都議会に「夜間中学における引揚者の日本語学級開設及専任教師配当に関する
せ い がん ひ き あ げ し ゃ けん せ つ む ざ ん て い て き そ ち ち たい て い し ゅ つ さ い た く
る請願一引揚者センター建設に向けての暫定的措置に対して一」を提出し採択され、1
ね ん が つ あ だ ち ょ ん ちゅう す み だ く ひ き ふ ね ちゅう げ ん ぶん か ちゅう え ど が わ く こ ま つ が わ に ちゅう
971年6月1日に足立四中・墨田区曳舟中(現・文花中)・江戸川区小松川二中
に ほ ん ご が っ き ゅ う せ っ ち ね ん に っ ちゅう こ う こ う せ い じ ょ う か ちゅう ご く ひ き あ げ し ゃ に ほ ん
に日本語学級が設置された。1972年には日中国交が正常化され中国引揚者が日本
へ ひ き あ げ ね ん だ い こ う はん げ き ぞ う ね ん せん そ う し ゅ う け つ ご
へ引き揚げ、1970年代後半より激増した。1975年のベトナム戦争終結後からは
なん び ん ら い に ち に ほ ん ご ぎ む き ょ う いく ぼ や か ん ちゅう が く に ゅ う が く
インドシナ難民が来日し、日本語や義務教育の場として夜間中学に入学してきた。
ね ん だ い こ う せん そ う ひ ん こん ま な き かい え せい じん
1970年代以降になると、戦争や貧困のためかつて学ぶ機会が得られなかった成人や
ちゅう こ う ね ん に ほ ん じん ざ い に っ か ん くに ち ょ う せん じん も と ふ とう こ う わ か も の に ゅ う が く
中高年日本人、在日韓国・朝鮮人、元不登校・ひきこもりの若者が入学するようにな
った。

(4) 2000年前後以降

2000年前後以降は、仕事や国際結婚等で来日した外国人やその家族等が急激に増え、アジア・アフリカからの難民や脱北者等も入学してきた。また、無戸籍・居所不明の若者の入学もある。このように夜間中学は時代の鏡のように、社会的弱者である義務教育未修了者のかけがえのない学びの場として大きな役割を果たしてきた。

2、夜間中学校の現状

(1) 義務教育未修了者の心の声一部紹介

- ・「子どもの学校で話題に入れず発言できない。病院で受診する科がわからない。買い物でも割引が計算できない。字が読めず駅で切符が買えない。」
- ・「文字の読み書きが必要ない仕事しかできない」
- ・「選挙でも主張がわからず、ただ名前を書いているだけ」
- ・「障がいのため学校へ行けず文字も読めず、現在二重の苦しみを背負っている」
- ・「中国から日本の東北地方に来て母親が日本人男性と結婚したが、帯同した子どもが町の教育委員会から学齢超過を理由に昼の中学校入学を断られ、県内に夜間中学もないことから、母子で上京し、東京の夜間中学に入学し高校進学をめざした。」等々の声が寄せられている。

以上のように、義務教育未修了者の方々は、高学歴者社会日本の中で大変な不便と苦痛を感じ人間としての尊厳まで奪われている。

つまり、日本社会において、「義務教育未修了者」は、「国民の諸権利」（「参政権」「職業選択の自由」「表現の自由」「幸福追求権」「平等権」「学問の自由」「移動の自由」「裁判権」等）の行使を事実上、大きく制約されているのである。

いじょう がくしゅうけん どだいてきじんけん い
以上より、学習権は「土台的人権」と言えるのではないのでしょうか。

(2) 現在の夜間中学生（「第62回全国夜間中学校研究大会・大会資料」2016年9月

ぜんこくや かんちゅうがっこうけんきゅうかいちようさ こうぶん
全国夜間中学校研究会調査より、30校分)

せいとそうすう にん
①生徒総数：1860人

せいとそうべつにんずう
②生徒層別人数

【A】しんとにちがいこくじん しごと こくさいけつこんとう せんごらいにち がいこくじん かぞくとう にん
新渡日外国人（仕事や国際結婚等で戦後来日した外国人と家族等）1239人66.6%

【B】にほんじん にん 309人16.6% 【C】ちゅうごくとう きこくしゃ にん
日本人309人16.6% 【C】中国等からの帰国者230人12.4%

【D】ざいにちかんこく ちょうせんじん にん 68人3.7% 【E】なんみん にん 11人0.6% 【F】につけいみん にん
在日韓国・朝鮮人68人3.7% 【E】難民11人0.6% 【F】日系移民3人0.1%

せいと しゅつしん こくせき ちいき たこくせきかすす
③生徒の出身の国籍・地域：28 ※多国籍化が進んでいる。

ねんだいべつにんずう だい だい だい だい だい だい だい だい
④年代別人数：10代335名、20代338名、30代237名、40代274名、
50代213名、60代231名、70代166名、80代以上66名。

※すべての年代の人が夜間中学を必要としている。

せいべつせいとすう だんし だい じよし だい じよせい ばい
⑤性別生徒数：男子630名（33.9%） 女子1230名（66.1%）※女性が2倍いる。

(3) 夜間中学生のニーズ(要望)は

（「ミネルヴァの鼻たち 夜間中学生の生活と人間発達」（神戸大学大学院・

あさのしんいちきやうじゆ ねん がつ じっし ちょうさ ぜんこく やかんちゅうがくせい
浅野慎一教授）～2011年7～10月に実施したアンケート調査 [全国の夜間中学生・1150

めいかいとう とう ふま やかんちゅうがくせい せいかつ いしき じつたい れきし しゃかいてきいぎ
名回答] 等を踏まえた夜間中学生の生活と意識の実態をふまえ、その歴史—社会的意義

の考察) 参照。以下、「第2節 夜間中学が直面する課題」より

だい やかんちゅうがく おおひとしほ
第1は「夜間中学があることをもっと多くの人に知らせて欲しい」（44.5%）。

第2は「^だい ^{ちゅうがく} ^{そつぎょう} ^{ひと} ^{にゅうがく} 中学を卒業した人も入学させてあげてほしい」（22.4%）。

第3は「^だい ^{しょうがくきん} ^{しゅうがくえんじょきん} 奨学金・就学援助金がほしい」（29.9%）。

^{いじょう} ^{ほか} ^{ざいがくえんちよう} ^{なが} ^{ざいがく} ^{きゅうしょく} 以上の他、「在学延長（もっと長く在学できるようにしてほしい）」「給食（^{きゅうしょく} 給食がほしい）」「^{にほんごがっきゅう} ^{にほんご} ^{とくべつ} ^{おし} ^{つく} 日本語学級（日本語だけを特別に教えるクラスを作ってほしい）」
^{とう} ^{じゅうよう} ^{きぼう} 等もかなり重要な希望である。

3、すべての人に義務教育を！21世紀プラン

(1) 日弁連への人権救済申立と日弁連の国への意見書提出

①^{ぜんこくや} ^か ^{んちゅうがっこうけんきゅうかい} 全国夜間中学校研究会は2000年12月第46回大会で、^{ぜんこく} ^か ^く ^ち ^や ^か ^{んちゅうがく} 全国各地への夜間中学

^{かい} ^{せつ} ^{もと} ^{にほんべんご} ^{しれんごうかい} ^{じんけんきゅうさいもうしたて} ^{おこな} ^{けつてい} 開設を求め日本弁護士連合会に人権救済申立を行うことを決定した。これは195

4年^{ねん} ^{ぜん} ^や ^{ちゅう} ^{けん} ^{せつ} ^{りつ} 全夜中研設立から1960年代^{ねん} ^だ ^い ^{ぜん} ^{はん} 前半までの「^{しよ} ^{きほう} ^{せい} ^か ^{うん} ^{どう} 初期法制化運動」、1976年^{ねん} ^く からの国へ

^{まい} ^{とし} ^{よう} ^{ぼう} ^{しよ} ^{てい} ^い ^{しゅつ} ^ふ ^ま ^{まえ} ^{すす} ^あ ^た ^ら ^{ほう} ^{しん} の毎年の「要望書提出」を踏まえ、さらに前に進めた新しい方針だった。

【参考】『^{さん} ^{こう} ^{じん} ^{けん} ^{きゅう} ^{さい} ^{もう} ^{した} ^て ^き ^{ろく} 人権救済申立の記録』（2018年12月^{ねん} ^{がつ} ^{ぜん} ^{こく} ^や ^か ^ん ^{ちゅう} ^が ^く ^う ^{けん} ^{きゅう} ^{かい} 全国夜間中学校研究会）P6より一部抜粋

^{ちゅう} ^{ごく} ^{ざん} ^{りゅう} ^に ^{ほん} ^{じん} ^こ ^じ ^か ^{ぞく} ^{とう} 中国残留日本人孤児や家族等は1972年^{ねん} ^に ^{ちゅう} ^{ゆう} ^こ ^う ^{せい} ^{じょう} ^{かい} ^{らい} の日中国交正常化以来、^に ^{ほん} ^き ^{こく} 日本への帰国
^{かい} ^し ^{とく} ^{ねん} ^{ぜん} ^ご ^お ^お ^は ^ば ^{ぞう} ^か を開始し、特に1980年前後より大幅に増加していました。

しかし、^{とう} ^じ ^に ^{ほん} ^ご ^{とう} ^ま ^な ^{こう} ^て ^き ^き ^{かん} ^{かい} ^む ^{てい} ^{ちやく} ^き ^き ^ち ^{ほう} ^に ^{ほん} ^ご ^{とう} 当時、日本語等を学べる公的機関は皆無で定着先の地方に日本語等を
^ま ^な ^ば ^や ^か ^ん ^{ちゅう} ^が ^く ^う ^に ^{ゅう} ^が ^く ^{てん} ^き ^よ ^{すく} 学ぶ場がなく夜間中学校への入学のため、転居するケースも少なくありませんでした。

^や ^か ^ん ^{ちゅう} ^が ^く ^う ^{ちゅう} ^{ごく} ^き ^{こく} ^し ^や ^{せい} ^と ^げ ^き ^{ぞう} ^{たい} ^{おう} ^{くり} ^よ 夜間中学校では中国帰国者生徒が激増し対応に苦慮していました。

このような中、^な ^か ^に ^{ほん} ^{べん} ^ご ^{しれん} ^{ごう} ^{かい} ^く ^に ^{たい} ^{おう} ^{おく} ^{まえ} ^{ねん} ^{そう} ^き 日本弁護士連合会は、国の対応の遅れを前に、1984年、早期帰

^{かん} ^{じり} ^つ ^{そく} ^{しん} ^し ^{さく} ^は ^{しら} ^{ちゅう} ^{ごく} ^{ざん} ^{りゅう} ^{ほう} ^{じん} ^き ^{かん} ^{かん} ^{けつ} ^ぎ ^く ^に 還と自立促進の施策を柱とする「中国残留邦人の帰還に関する決議」をあげ、国に

提出しました。

こうした日本弁護士連合会の積極的な取り組みを受け、国への要望実現のため、

1986年度より全国夜間中学校研究会の文部省、厚生省及び労働省への要望書に

「日本弁護士連合会へもこの要望書を送付し、問題の解決への協力を求める」旨、

付帯決議に盛り込まれることになりました。

ただ、長い間日弁連へはこの付帯決議を付けた要望書を送付するのみでした。

しかし、1998年度第44回全夜中研大会の要望書に関連し日弁連人権擁護

委員会藤原委員長に連絡を取ったところ、1999年3月26日に全夜中研関係者と

藤原委員長を含む人権擁護委員会関係者との懇談が実現しました。この中で、藤原

委員長より「申し入れがあれば、人権侵害について調査、研究し、結論を得られれ

ば法的団体として意見を表明する。強制力はないが、社会的アピールとなる。」

との心強い話がありました（1999年5月31日付・都夜中研ニュース1109号

参照）。

②2003年2月に日本弁護士連合会に人権救済申立を行った。

③日本弁護士連合会は、全夜中研等からの意見聴取や調査を踏まえ、2006年8月

10日に「学齢期に就学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障

に関する意見書」を国に提出した。

「意見書」では

・「義務教育は全ての人の固有の権利であり学齢超過か否かにかかわらず、義務教育

未修了者は国に教育の場を要求する権利を持つ。」

・「国は義務教育未修了者について、全国の実態調査を速やかに行わなければならない

ない。」

- ・「国は実態調査を踏まえ、夜間中学校設置に関し地方行政に対し、指導・助言・

財政援助等を行うべきである。」等、画期的な内容であった。

(2) すべての人に義務教育を！21世紀プラン発表

日弁連意見書を受け、全国夜間中学校研究会では、2008年12月の第54回

全国夜間中学校研究大会において、「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」を採択した。

これは「いつでもどこでも誰でも」つまり「何才でもどの自治体に住んでいてもこの国籍でも」基礎教育としての義務教育が保障されることを行政施策として求めたものである。具体的には以下の通り。

- ①「夜間中学校の広報」を行政施策として求めます。
- ②「公立夜間中学校の開設」を行政施策として求めます。
- ③「自主夜間中学等への援助」を行政施策として求めます。
- ④「既存の学校での義務教育未修了者の受け入れ・通信制教育の拡充・個人教師の派遣等の推進」を行政施策として求めます。

4、政府及び国会への働きかけ

(1) なぜ、議員立法成立を目指したか

日弁連から国へ意見書が出されたものの、夜間中学校開設は進まなかった。

埼玉に夜間中学を作る会では長年、川口市で自主夜間中学を行いつつ市に公立夜間

中学校開設を求めてきたが、市交渉では「全県的な問題なので県に行きたくて欲しい」と

言われ、埼玉県交渉では「設置者は市なので、市に行つて欲しい」と“たらい回し”の状態が続いてきた。全国各地で同様の状況があった。

そこで、全国夜間中学校研究会では、議員立法による法的整備でしか全国への夜間中学拡大は不可能だと考え、2009年の大会で夜間中学に関する議員立法成立を目指した取組を始めることを決定した。

(2) 国会・国の変化

全国夜間中学校研究会の働きかけの中、2012年より超党派国会議員参加による、国会院内集会在4回、公立夜間中学ないし自主夜間中学の視察が3回行われ、また2014年4月には「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」も結成され、2015年より議員立法成立に向けて議員勉強会が行われた。また、国会での積極的な動きを受け、文部科学大臣は度々国会で「1県に少なくとも1校の夜間中学設置が必要」と答弁する等、夜間中学拡充への大転換が進んできた。

以上の背景には、何があったのだろうか。

21世紀になつての「人口減少社会への移行」「少子高齢化や引きこもり100万人と言われる状況の到来」「外国人人口の増加」という、日本社会がかつて経験しなかつた新しい社会状況の進行、そして超党派国会議員の熱意、夜間中学関係者等の長年のねばり強い働きかけがあつてこそこの国会・国の変化であつたと考えられる。

(3) 文部科学省の夜間中学拡充方針への大転換

国会の動きと連動し文部科学省も「少なくとも各都道府県に1校は設置できるよう、様々な支援を行い、設置を促進しています。」と述べる等、夜間中学政策を大転換してきた。

① 夜間中 学設置調査研究の委託事業(2015年度以降、夜間中 学未設置道県等)に対し、
「ニーズ把握に係る調査研究」を委嘱し実施してきた。

② 文部科学省「中学校夜間学 級等の実態調査の結果について」

発表(2015年4月30日)調査結果ポイント「多くの夜間中 学未設置道県で開設要望(ニーズ)あり。自主夜間中 学等の取組も多くあり、そこでは不登校による形式卒業者も学ぶ。」

③ 形式卒業者の夜間中学校受入へ：文部科学省通知2015年7月30日

③ 体系的で広範囲な広報活動：「政府インターネットテレビ」「文部科学広報2015年11月号夜間中 学特集」「内閣府広報ラジオ」「リーフレット作成」「P R ポスター作成とニーズ調査(サンプル調査)」等々。

⑤ 2017年8月7日 文部科学省説明会実施(「『夜間中 学』をすべての都道府県に」との趣旨。8月下旬には大阪にて実施。)

⑥ 「平成29年度夜間中 学等に関する実態調査」公表(2017年11月7日)

5、2016年12月「義務教育機会確保法」成立

夜間中学校関係者が長年待望した、夜間中学校の根拠法として「義務教育機会確保法」(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する

法律)が2016年12月に成立し今年2月に全面施行された。以下夜間中 学との関係でのポイントを述べる。

- ・義務教育未修了者の意思を十分に尊重しつつ、年齢・国籍その他の置かれている事情にかかわらず教育機会が確保されるようにする。

- ・ 国・地方公共団体は教育機会確保施策を策定・実施する責務があり、そのための財政措置をも講ずるよう努める義務を負う。地方公共団体は学校での学びを希望する義務教育未修了者が多数存在することを踏まえ夜間中学における就学の機会提供その他の必要な措置を講ずる義務を負う。
- ・ 都道府県と市町村・民間団体による協議会の設置、その他

6、国・国会への働きかけ～夜間中学の教訓

(1) 超党派国会議員への継続的働きかけ(決定的に重要)

国会に何回も足を運び継続的に働きかけることが決定的に重要。その中で以下要望した。

「超党派院内集会を開きたいので、ぜひ呼びかけ人になっていただきたい」「『夜間中学

等義務教育拡充議員連盟』(仮称)を作っていただきたい」「議員立法の協力」「国勢調査

等国会質問」「夜間中学視察」等々。

一方、超党派国会議員側からも貴重なアドバイスをいただいた。「形だけの法律は

たくさんある。何を法律に盛りこみたいかが重要」「要請は“1枚紙”が重要。」

等々。

(2) 当事者性の追求(義務教育未修了者の証言は国会議員の胸を打つ)

2012年の1回目の「国会院内集会」以来、必ず、義務教育未修了者に参加していただき、体験発表をしていただいた。これは国会議員の胸を打ち、国会議員の考えを変え深める上で決定に重要だった。

(3) 幅広いネットワークをつくる(運動の幅拡大)

議員立法成立に向けた取り組み、特に4回の「院内集会」には、公立夜間中学や自主
夜間中学（教師やスタッフ、生徒や学習者）、夜間中学を作る会、研究者（日本語
教育・特別支援・教育学等）、不登校関係者、夜間中学卒業生、夜間中学元教師、
地方議員、文科省関係者、メディア関係者等が参加し、大きな成功に導くことができた。

(4) 要求の明確化(どんな施策を国に希望するか)

4回の「院内集会」では全て超党派国会議員を念頭にアピール等を採用した。特に「
法案作成」の直前の2015年「6・4国会院内の集い」（180名参加）では、「夜間中学
等義務教育拡充議員連盟」に「要請文」を会場で手渡し要請した（「要請文」は下記
【参考資料】をご覧ください。）

(5) データを重視する(義務教育未修了者数・夜間中学1校の運営予算等)

全国夜間中学校研究会では、関係者に「夜間中学拡充」について理解を進めてもら
うには、特に二つのデータが重要だと考えていた。

一つは、「義務教育未修了者数」である。

これについては、2000年の全国夜間中学校研究大会で、「全国への公立夜間中学校

開設を目指した日弁連への人権救済申立」を行うことを決定した際、合わせて国への
要望書の中に「国勢調査において小中学校の項目を分離し、すでにある『未就学者（
学歴ゼロ）』と合わせ『義務教育未修了者数全体』が算定できるようにして欲しい」

との趣旨を盛り込んでいた。そして、2003年2月の日弁連への人権救済申立に際しては

、全夜中研としての「義務教育未修了者（推定）百数十万人」とのデータを提出し

た。なお、総務省は全夜中研の要請と国会議員の度々の質問を受け、2020年国勢調査では「項目改善」の方向で動いている。

もう一つは、夜間中学の「年間運営予算」である。

2013年8月6日「国会院内シンポジウム」の『資料集』では、「中学校夜間学級年間

運営費について」（P39）という項目を盛り込んだ。ここでは大阪府下の夜間学級の「

例」が掲載され、「生徒数約100名 クラス数4 常勤教職員7」等とともに「年間

運営費6180円」と記載されている（諸経費約680万円、人件費約5500万円）。この例を

踏まえ、「生徒数・数十名の標準的な夜間中学の年間運営費は約5000万円程度であり

、未設置の39道県で新たに夜間中学を運営する場合、5000万円×約40道県＝20億円

であり、国・都道府県・区市町村全て合わせて20億円を増やせば、当面の目標である

“全都道府県での夜間中学設置”が実現すると、全夜中研ではPRしてきた。

7、今後の国及び自治体の課題

下記項目については、文部科学省や国会と同時に、地方自治体・地方議会における課題でも

あり、早急な国及び地方レベルでの連携・対応が求められる。

(1) 効果的な夜間中学PRと相談窓口の設置及び効果的なニーズ調査の実施

(2) 「就学援助」～年齢制限の撤廃

(3) 十分な夜間中学教職員配置と研修制度の確立

(4) 各都道府県での「夜間中学校協議会」早期立ち上げと民間団体の参加

(5) エレベーター設置等、夜間中学校のバリアフリー化

(6) 自主夜間中 学への公的支援実施 (「学 習場所等の無料貸し出し」 「ボランティアの

募集・研 修機会提供」 「学 習者募集」 等を自治体が援助する)

【参考資料】 『6・4国会院内の集い』

今国会での義務教育未修了者のための法成立を期す」 要請文

2015、6、4(木) 全国夜間中学校研究会

5月9日、文科省は、「夜間中 学等の全国実態調査の結果」を公表し、その中で、

全国的に夜間中学校に対するニーズが存在していることや、夜間中学校が設置されて

いる都府県についても様々な課題があることを明らかにしました。それを受けて、マス

コミ各社による報道があいつぎ、義務教育未修了者に対する教育保障についての理解と

夜間中 学等の拡 充に対する要望が強まっています。

そして、5月27日、「超党派フリースクール等議員連盟」と合同で「夜間中 学等義務

教育拡 充議員連盟」の総会が開催され、馳会長より座長試案が示されたあと、立法チ

ームが発足しました。

私 たち「全国夜間中学校研究会」は目の前にいる生徒だけではなく、全国にたくさ

んいらっしゃる義務教育未修了者の教育が保障されることを、1954年の結成以来訴 え

そして、公立化を目指すたくさん自主夜間中 学とも連携しその思いを共有してき

ました。機が熟している今こそ、早期に以下のことを踏まえた法律を制定していただ

くことを強く要望いたします。

① 戦争・貧困・差別などで学 習する機会を奪 われた人たち、就学猶予・免除された

障 がい者の人たち、非識字者、引揚帰国者、母国で義務 教育を終えられなかった

がいく 外国から来た人たち、不登校・いわゆる「ひきこもり」の状態にいる人たち等、

がくしゅう 学習する機会が奪われた人たちが、その希望するとき学習する機会が与えられるようにすること。

②その権利が年齢や国籍に関係なく保障されること。

③不登校などで形式的な卒業を余儀なくされた人に対しても、学び直し等によって実質的な義務教育を受けられるようにすること。

④義務教育未修了者に対して条件整備や財政支援等により教育の機会を保障することは、国及び地方自治体の責務であることを明らかにすること。

⑤義務教育保障に現在大きな役割をはたしている既設の夜間中学校では、不就学者・小学校未修了者も含まれ、現実に小学校相当の教育活動も含めて行われています。

その実態を認め、生徒の実態に見合う修業年限など、弾力的な対応ができるようにすること。

⑥各地域の自主夜間中学の実態や義務教育未修了者の実態をふまえ、その地域の特性を生かした自主的な教育を行うことが可能となるように、そしてその施策を後押しするための国や地方自治体からの財政的措置がなされるようにすること。

⑦国は義務教育未修了者等の施策に関し、その進捗状況を毎年、公表すること。

そして、具体的な立法段階において、私たち「全国夜間中学校研究会」や自主夜間中学、生徒・学習者の意見を、引き続き取り入れていただきたいと思います。

以上とともに2020年の国勢調査において、「小中学校卒業」の項目を「小学校卒業」と「中学校卒業」に分離し、すでにある「未就学者数」と「小学校卒業生数」

を合わせて、義務教育未修了者の総数が把握できるようにするため、ご尽力いただくことを加えてお願いいたします。

だいさんほうこく やかんちゅうがっこう まな けんり
第三報告：「夜間中学校と学びの権利」

ほっかいどう やかんちゅうがく かいきょうどうだいひょう くどうけいち
北海道に夜間中学をつくる会共同代表 工藤慶一

(1) せんそう さんか こ やかんちゅうがく わたし
戦争の惨禍と子どもたち～夜間中学のはじまり～そして私

- ・ 1947年（昭和22年）6.3制開始と共に開設→大阪生野第二中学校
- ・ 1949年（昭和24年）まぼろし まんにんちようさ ちょうきけつせきじどうすう ほっかいどう
幻の100万人調査（長期欠席児童数）と北海道

(2) さつぼろえんゆうじゅくじしゅ やかんちゅうがく かいこう
札幌遠友塾 自主夜間中学の開校

- ・ 1990/4：さつぼろしみんかいかん じゅぎょうかいし
札幌市民会館にて授業開始
- ・ 校名の由来（札幌遠友夜学校→札幌遠友塾 自主夜間中学）

(3) つど じゅこうせい
集う受講生とスタッフ

(4) きょうしつばしよかくほ くる ほっかいどう やかんちゅうがく かい せつりつ
教室場所確保の苦しみと「北海道に夜間中学をつくる会」の設立

- ・ さつぼろしみんかいかん きょういくぶんかかいかん さつぼろしりつこうりょうちゅうがっこう
札幌市民会館→教育文化会館（2007/4～）→札幌市立向陵中学校（2009/4～）
- ・ ほっかいどう やかんちゅうがく かい せつりつ ほっかいどう さつぼろし こうもくようぼうしよ
「北海道に夜間中学をつくる会」設立（2007/5：北海道・札幌市に5項目要望書）
- ・ あさひかわ ほこだて くしろ じしゅ やかんちゅうがくかいこう ぜんどうこうりゅうかい かいさい
旭川（2008/4）函館と釧路（2009/4）自主夜間中学開校→全道交流会の開催

(5) やかんちゅうがく
夜間中学のこれから

- ① ほっかいどう こういきせい みしゅうがくしゃ しょうがっこうみしゅうりょうしゃ こくせいちょうさ
北海道の広域性と未就学者（小学校未修了者）～国勢調査から
- ② きょういくきかいかくほほう せいりつ
教育機会確保法の成立

- ・ 文部科学省（夜間中学に関する通知）と総務省（国勢調査項目改善）の動き
- ・ 日本国憲法第26条と教育機会確保法成立（超党派議員立法：2017/12）

→ 施行後3年以内の見直しに向けて

- ・ 道教委「自主夜間中学アンケート調査」第1次・第2次調査結果
- ・ 札幌市議会本会議：「公立夜間中学校設置」陳情採択（2017/2/27）
- ・ 札幌市立向陵中学にエレベーター設置を！

③ 全道179市町村に学びの場を！

- ・ 自主夜間中学のさらなる開設 ・ 市町村教委主催の学びの場の創設
- ・ 全道に開かれた公立夜間中学設置（通信制の検討）

→ 11月17日第1回夜間中学等に関する協議会開催

- ・ 小中学校に大人の教室開設・訪問教育の検討

日本国憲法 抜粋（昭和21年11月3日公布）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

教育機会確保法 抜粋（平成28年12月14日公布）

（基本理念）

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない

ならない。……………

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を

十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その

能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする……

3 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者

の密接な連携の下に行われるようにすること。(→第15条協議会の設置)

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

しつぎおうとう
○質疑応答(2)

なかじまひろゆき し あさひかわ やかんちゅうがく かいだいひょう ぎょうせい こうしょう とうしょ むし
中島啓幸氏(旭川に夜間中学つくる会代表): 行政との交渉で、当初、「虫けら」のよう

にあつかわれて、心がおれそうになったことはないのでしょうか。一番弱い人の立場に立
って、権力に立ち向かう勇気を継続して維持できたのはなぜでしょうか。

せきもとやすたかし かわぐちじしゅ やかんちゅうがく ねんまえ がくしゅうしゃ うんどう
関本保孝氏: 川口自主夜間中学は 32年前から学習者もスタッフも運動をしてきました。

スタッフは学習者の思いを受け止めて、丁寧に議員さんに働きかけてきた。毎週、署名

活動を実施して何万も集めて、そこには学習者の思いを背負っているということがある

と思います。先日、川口市では「2019年に夜間中学を作ります」と市長が発言しており

ました。やはり、夜間中学開設のための活動が政治の日の目を見ないというのはおかし

いという正義感だと思います。

くどうけいちし じゅこうせい か ひ じゅこうせい せつ わたし かん
工藤慶一氏: 受講生さんの書いたもの、そして、日ごろ、受講生さんと接して私は感じる

ことがあります。それは、「人間ってここまで素晴らしくなれるものだろうか」という

「感動」をもらい続けられるから、今、この活動を継続できるのだと思います。私は夜間

中学が大好きなんです。裏表がない世界に居られることが非常にうれしいのです。それ

が、私を支えているものとして大きい。私は若いころから様々な経験をしてよかった

と思うことがあります。それは「退く」という感覚が私にはないことです。だから行政

と交渉はしないと、夜間中学をやめるということを考えたことは全くありません。

それから、受講生さんと接すると、受講生さんの物の見方や考え方が体に入ってきます

す。以前、車いす通学されていた酒井誠さんという方がおりました。彼から教えても

らったことは、車椅子にぶつかってくる人がいること、これは車椅子に乗っている人し

かわからない。このように、くるまいすの乗らないとわからないことがある。くるま
み いま ちが せかい み 見ると今までとは違ったように世界が見える。このようなことを多くのおお じゅこうせい
おし 教えてもらいました。じゅこうせい さんから学んだことによって、し 知らず知らずのうちにじぶん
もの みかた か 物の見方が変わってきていることがあります。だからもうじぶん であってじぶん ではない
のかもしれない。このように、じゅこうせい さんのおかげで、また、みな さんのおかげで今の
じぶん があるとおもいます。だから、もっともっと やかんちゅうがく かつどう 夜間中学の活動をやりたいと かんが
えます。

まえかわきへいし わたし なに ねぼ つよ うんどう こた しかく ねんまえ
前川喜平氏：私は、何も粘り強く運動はしていないので答える資格はないのですが、38年前
もんぶしょう にゅうしょう とき やかんちゅうがく さんざい き かに
に文部省に入省した時から、夜間中学の存在はずっと気になっておりました。夜間
ちゅうがく まな ひと しえん きょういくぎょうせい しごと きも
中学で学ぶ人の支援をするのは教育行政の仕事だという気持ちはあったのですが、し
かし、そしき れいたん 「ほっとけばいい」というしせい 姿勢でしたから。なかなか いちしょくいん
で、何もできなかつた。しかし、ずっと、きも なか きかい やかんちゅうがく
ために仕事をしたいと かんが えておりました。このことは、わたし きも なか う び
うにずっとあったことはじじつ 事実です。やっとそれが、もんかしょう や まえ とし ひ め
てきて。やはり、はせ さんがいてよかつたとおもいます。うぬぼれじゃないけれども、はせ
んもまえかわ いてくれてよかつたとおもっているとおもいます。せいじ だけでもうご かないし、ぎょう
せい だけでもうご かない。せいじ ぎょうせい か あ うご 夜間中学
とうかくじゅうぎいんれんめい あたら ぎいんりっぽう うご だ たい もんぶかがくしょう
等拡充議員連盟ができて、新しい議員立法が動き出して、それに対して、文部科学省も
それでは やかんちゅうがく せつ ちすいしん こおう さいご
3年の間に、私 が長年、本当に心に思っていたことができた。私は幸運でした。もんかしょう
や まえ やかんちゅうがく しごと おも
を辞める前に夜間中学の仕事ができてよかつたとおもいます。しかし、さき もう あ

ましたが、^{きょういく きかいかく ほほう}教育機会確保法は、^{りねん}理念と^{ほうしん しめ}方針は示していますが、^{なかみ}中身はこれからつくっていかねばならないのです。これからも^{なが うんどう ひつよう}長い運動が必要です。今度、^{こんど わたし うんどう がわ はい}私は運動の側に入^{びりよく}って^{てつだ}微力ながら^{おも}お手伝いをしたいと思っています。

^{いのうえひろきし}井上大樹氏：どうもありがとうございました。最後に、^{さいご}講演題目にある「グローバル」とい^{こうえんだいもく}う語と講演内容との^{ご こうえんないよう}関係性を^{かんけいせい}補足^{ほそく}させていただきます。2003年^{ねん}から10年^{ねんかん}間、『^{こくれんしきじ}国連識字の10年』^{ねん}がありました。世界^{せかい}では、^{がっこう い}学校に行けない人、^{ひと ひしきじりつ}非識字率を半減^{はんげん}させるということ^{もくひよう}を目標としていましたが、^{じつげん}まだ実現して^{たい}おりません。これ^{にほん}に対して、日本の^{しゅうがくりつ}就学率は^{たか}高いといわれて^{がっこう い}きましたが、^{ひと たい}学校に行かなかった人^{たい}に対して、どこまで^{われわれ と}やってきたのか。この^{にほん}ことが我々に^{ていさい}問われている^{みんしゅしゅぎこっか}ことです。日本は、^{おも}体裁は民主主義^{おも}国家でありますから、この^{もんだい}問題は、^{しみん}市民としての^{もんだい}問題として^{かんが}考えて^{おも}いかなければ^{おも}ならない^{おも}と思います。だから^{ぎょうせい}こそ、^{せいじ}行政と^{うんどう}政治と^{なか}運動が^{だいがく}むすびつき、^{けんきゅうしゃ}この中に^{しみん}大学と^{さんかく}研究者、^{かんが}市民が^{こう}参画して^{かんが}いろん^{こう}な^{かんが}立場^{こう}の人々^{かんが}がかかわり^{こう}あいながら、^{かんが}この^{かんが}問題^{かんが}を^{かんが}どの^{かんが}ように^{かんが}解決^{かんが}して^{かんが}ゆく^{かんが}のか^{かんが}を^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}行^{かんが}動^{かんが}する^{かんが}こと^{かんが}で、^{かんが}実は、^{かんが}社会^{かんが}の^{かんが}在^{かんが}り^{かんが}方^{かんが}を^{かんが}変^{かんが}えて^{かんが}いく^{かんが}こと^{かんが}が^{かんが}できる^{かんが}のでは^{かんが}ない^{かんが}かと^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}ます。この^{かんが}ような^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}のもと、^{かんが}今回^{かんが}この^{かんが}企画^{かんが}を^{かんが}さ^{かんが}さ^{かんが}や^{かんが}かな^{かんが}が^{かんが}ら^{かんが}さ^{かんが}せて^{かんが}いた^{かんが}だ^{かんが}き^{かんが}ま^{かんが}した。本日^{かんが}は^{かんが}なが^{かんが}ちょう^{かんが}ば長丁場^{かんが}になり^{かんが}ましたが、^{かんが}みな^{かんが}さん、^{かんが}あり^{かんが}が^{かんが}とう^{かんが}ご^{かんが}ざ^{かんが}い^{かんが}ま^{かんが}した。

【札幌学院大学科学研究費補助金間接経費研究活動活性化事業】

特別講演会

学習権保障の観点で問い直す日本の教育

—新のグローバルスタンダード—

前川喜平・関本保孝・工藤慶一

2017年12月10日発行

発行 札幌学院大学人文学部准教授井上大樹

北海道江別市文京台11番地
